

## まちづくり市民会議 第3小委員会議事録⑨

---

■日 時	2008年5月21日(水) 午後6時30分～午後8時40分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委員5名 相沢委員長、浦野、高橋、早川、田部 市2名 田中課長補佐、田島主任 ※欠席委員1名 福島副委員長

---

### 【概要】

#### 1. 会議の目的

- ・ 各委員から提出された意見用紙に基づき、議論を進める。
- ・ 基本条例を改定する必要があるかどうかの判断基準を説明し、意見交換を行う。

#### 2. 会議の内容

##### (1) 太田市における男女共同参画に係る委員会の設置状況や条例の策定状況について(事務局より報告)

- ・ 群馬県では条例を定めているが、太田市独自で条例の策定予定はなし。
- ・ 平成19年度末に基本計画を策定し、今後、進捗状況を検証するための委員会を設置予定。

##### (2) 意見用紙の内容について

###### ①基本条例と行政施策との整合性について

- ・ 太田市の負債状況について、広報やホームページによる公開では不十分であり、全般的な内容を市民に周知していないので、財政状況が一目瞭然にわかるよう、整理された情報を開示してほしい。
- ・ 財政が危機的状況になる前に、負債を減らしていく施策を中長期的なスパンで考えていかなければならない。
- ・ 市の監査機能について、監査委員制度、議会、行政審査制度、行政効率化委員会などがあるが、全体的な視点が欠けているのではないか。
- ・ 「新生太田総合計画」は、市民意識調査や市民提言の募集を行い、原案を審議会、議会の特別委員会に諮り、策定した。この状況を踏まえ、基本条例第14条2項をどうするかについて、今後議論していきたい。

###### ②基本条例を周知徹底させる方法について

- ・ 機会を見つけて、条例の内容を継続して説明する必要がある。
- ・ 受け手としては、文章による説明より、ストーリー形式の映像がわかりやすい。
- ・ 委員から周知徹底させるための意見が提出されているので、具体的なものにする議論を別途行いたい。

## (2) 基本条例改定の判断基準及び条例見直しの提案内容について

- ・ 「条例の変更」と「提言書の作成」の判断基準（線引き）が難しい。
- ・ 各委員から見直しが提案された原因・背景を突き詰める必要がある。
- ・ 条例を改定・追加する場合は、その理由を明確に説明する必要がある。
- ・ 2つの資料（「太田市まちづくり基本条例改定の判断する基準」、「見直し提案内容」）を照らし合わせて、見直し提案が基準のどこに該当するか検討したい。

### ①第4条4項について

- ・ 基準の3に該当するのではないか。
- ・ 改定案では、「市の負債総額を、市債を含めない歳入額の範囲にとどまるように」と具体的な表現になっている。どのような表現にするか検討したい。

### ②第22条について

- ・ 町内会の規定は、地域によって異なっているため、基本条例として大枠を先に示すことは有効である。
- ・ 「自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり」について、別の表現方法ができるか検討したい。
- ・ 「地域の中に組織された町内会活動に参加し」がポイントである。強制的な表現にも聞こえるが、参加が義務であるという解釈もできる。

### ③新規追加について

- ・ 「市民の監視機能」は、他の条文との関係のみを、慎重に検討していきたい。
- ・ 「市民と議会」及び「市長と議会」の関係項目は、そのエキスが注入された条文ができるか検討していきたい。太田市でも議会基本条例の制定につなげたい。
- ・ 議会基本条例を策定済みの市町村数と他の市町村における条例で地球温暖化防止に係る条文があるかどうかについて、事務局が調査する。
- ・ 平和は国際的な問題で、誰もが求めていることであるため、平和に関連する文言を追加したい。（参考：「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」）

## (3) 今後の予定について

- ・ 次回は、本日追加された提案を含めて、判断基準の分類作業に入りたい。
- ・ 項目を追加する場合は、どの条文にどのような形で追加したいか具体的に提案してほしい。

## 3. その他

- ・ 次回開催は6月18日（水）。意見用紙の提出は6月11日（水）まで。

### ●次回会議のお知らせ

第10回 第3小委員会 6月18日（水）午後6時30分～

【場所】市役所10階 政策推進会議室